

兵庫県公報

平成25年12月6日 金曜日 第2550号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 林業種苗生産事業者の登録証の記載事項の変更（林務課）	1
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	3
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	3
○ 防災街区整備事業組合の定款の変更認可（市街地整備課）	4
○ 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可（同）	4

告 示

兵庫県告示第1349号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第16条第2項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録証の記載事項を変更した。

平成25年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

	登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
			種 穂		苗 木		
			採取	精選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
新	姫102	中はりま森林組合 代表理事組合長 船田 穰 神崎郡神河町寺前251番地	○		○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
旧	姫102	中はりま森林組合 代表理事組合長 中島 寛治 神崎郡神河町寺前251番地	○		○	○	同

兵庫県告示第1350号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 解除予定保安林の所在場所
佐用郡佐用町上秋里字彌治郎畑684の65から684の68まで、684の70から684の72まで
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第1351号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱マテリアル株式会社生野事業所
朝来市生野町口銀谷985番1
生野事業所長 加賀美 忠 和
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱マテリアル株式会社生野事業所
朝来市生野町口銀谷985番1
- (3) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 4	No. 1	No. 4
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	3,474	2,448	1,721	2,592
	最 大	3,572	7,488	1,757	7,920
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	7.3	7.4	7.3	7.4
	最 大	8.4	8.4	8.4	8.4
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	5	2	6.4	1.9
	最 大	8	4	10.4	3.8
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	13	7	16.7	6.7
	最 大	20.4	10	26.7	9.6
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	4	5	4	4.7
	最 大	28	7	28	6.6
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	23	1	15	1
	最 大	38	2	23	2
^{リン} 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.15	0.1	0.15	0.1
	最 大	0.25	0.2	0.25	0.2
ふ つ 素 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	4	2.59	4	2.47
	最 大	9	—	9	—
カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.005	0.004	0.005	0.004
	最 大	0.009	0.012	0.009	0.012
鉛 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.04	0.04	0.04	0.04
	最 大	0.06	0.06	0.06	0.06

砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	0.06	0.06	0.06	0.06
	最大	0.08	0.08	0.08	0.08

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年12月 6 日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び朝来市都市環境部環境対策課



兵庫県告示第1352号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年12月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年10月12日から同年11月13日まで
- 3 作業地域
尼崎市西昆陽3丁目



兵庫県告示第1353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年12月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三 木 市	吉川都市計画地区計画	みなぎ台地区地区計画



兵庫県告示第1354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年12月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
芦 屋 市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）下水道	芦屋市公共下水道
猪 名 川 町	阪神間都市計画地区計画	猪名川パークタウン地区計画
明 石 市	東播都市計画汚物処理場	明石市汚物処理場
高 砂 市	東播都市計画下水道	高砂市公共下水道
た つ の 市	西播磨高原都市計画地区計画	播磨科学公園都市第1工区（たつの市域）地区計画



兵庫県告示第1355号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第157条第1項の規定により、加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合の定款の変更について認可した。

平成25年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業組合の名称
加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地
加古川市加古川町篠原町13番地1
- 3 事業施行期間
平成25年3月から平成29年3月まで
- 4 施行地区
加古川市加古川町篠原町及び寺家町の各一部
- 5 事業組合設立の年月日
平成25年2月12日
- 6 定款変更認可の年月日
平成25年11月22日



兵庫県告示第1356号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第157条第1項の規定により、加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更について認可した。

平成25年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業組合の名称
加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地
加古川市加古川町篠原町13番地1
- 3 事業施行期間
平成25年3月から平成29年3月まで
- 4 施行地区
加古川市加古川町篠原町及び寺家町の各一部
- 5 事業組合設立の年月日
平成25年2月12日
- 6 事業計画変更認可の年月日
平成25年11月22日